



北海道 雪阿寒岳 撮影者：津田浩克

眼前に広がるアオサンゴの大きな群落。雨が断続的に降って陽射しが差し込まない天候下でもこれだけクリアに見えるのは、透明度が高いからだとグラスボートの船長。沖縄県名護市の大浦湾の海底には現在世界で知られている中で最も大きなアオサンゴの群落があります。そして、この海は希少海生生物であるジュゴンの餌場（海草藻場）でもあるのです。

今この海の一部が米軍基地として埋め立てられようとしています。

2003年9月、大浦湾に生息するジュゴンの保護を求めて、日米の環境保護団体などが原告となり米国防総省を相手にサンフランシスコ連邦地裁へ提訴。現在も係争中です。私たちの事務所は、環境保全の観点から、日本環境法律家連盟の一員として、この訴訟を支援しています。

そもそも、辺野古新基地計画は、沖縄が加重な基地負担（日本の国土面積の約0.6%しかない沖縄に、日本全国の約70.3%の米軍専用施設が存在する）を強いられ、県民がその是正を求めてきたなかで、あえてジュゴンなど5000種以上の生き物が確認されている貴重な海を埋め立てるものです。米国と日本の条約（日米安保条約と日米地位協定）上の不平等性、本土と沖縄の基地負担の不平等性、新基地反対が沖縄県民の多数意思であるにもかかわらず中央政府の意向がまかり通る民意の躊躇、物言わぬ自然の躊躇など論点は多岐にわたります。

辺野古では、今日も、工事車両が出入りするゲート前で、抗議行動が続き、大型トラックの隊列がゲートに近づくたびに人の鎖ができ、機動隊に引き抜かれて強制的に解かれてなお再び三度と人の鎖が再構築されています。そして、海上でも、小型船舶やカヌーによる抗議行動が監視船や巡回船の間隙をぬって展開されています。

「埋立が始まつて、もう勝負は見えているのに、何故そこまで頑張るの？」という質問を受けることがあります。でも、考えてみてください。民主主義は、言論の多様性が命綱であり、少数者への配慮と少数意見の尊重が本質的な要素だと言われていますよね。にもかかわらず、沖縄では県民多数の民意すら尊重されないのであります。この状況で諦めて行動をやめるということは、多数意見すら尊重されない国に生きることを受け入れるということですよ。国民として、そのような国であることを受け入れができるのでしょうか？辺野古新基地問題は私たち一人一人がそう問いかけられている問題だという意味で、辺野古や沖縄だけの問題ではないと考えているのです。だから、私は、今日も、明日も海に出るのであります。勝負はついていないのです。」辺野古で、海上抗議行動に参加している小型船舶の女性船長の言葉に、問題の本質と重要性を再認識させられた瞬間でした。

新しい年の始まりにあたって、この国における民主主義の在り方について想いを巡らせつつ、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 齋藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦／事務局一同

第7回あすなろセミナーを開催しました

「債権の管理・回収」～「取れなかった」を減らすために～

昨年の7月の民法改正セミナーの際のアンケートでご要望の多かった「債権管理・回収」をテーマに、11月27日、第7回セミナーを開催しました。

顧客と取引をする中で、「不払い」が生じることは少なくありません。そのような場合を見越して、普段からどのような対策をしておくべきか、岩本朗弁護士、杉田峻介弁護士、池田健人弁護士が講師としてお話ししました。当日は、多くの顧問先の皆様にご参加いただきました。

なお、次回セミナーは、労務管理をテーマにする予定です。ぜひご参加下さい。

1.債権の回収 弁護士 池田 健人

●債権回収とは？

この業界では、「債権回収」という言葉をよく耳にしますが、「債権回収法」という法律はありません。「売掛金を支払ってください」と電話を掛けたり、文書を送ることも立派な債権回収の手段です。また、裁判所を通じて差押さえなどの強制執行を行うことも債権回収の手段の一つです。

結局のところ、「債権回収」とは、目に見えない形で有している「債権」を、目に見える形の「お金」にどう変えるのかということに他なりません。

いざ債権回収となったときに実効性を高めるために、債権回収の手続きを理解したうえで、必要な情報を収集するなどの適切な債権管理を行う必要があるのです。

●具体的な債権回収の手段

電話や催告書などで支払いの催告を行っても、相手方が支払ってくれない場合、支払督促や訴訟提起によって債務名義（=裁判所のお墨付き）を得ることが考えられます。しかし、債務名義だけでは債権回収の手続きとしては、五合目にも満たない程度です。

債務名義の取得後、任意の支払いが期待できない場合には、強制執行手続を別途裁判所に申し立て、相手方の資産を差し押さえて金銭にすることになります。担保を取っている場合は、担保権を実行することも考えられます。



●債権回収に必要な情報

差押さえでは、申立てを行う側が差し押さえる財産を特定しないといけません。

しかし、いざ差押さえを行うタイミングで情報を得ようとしても、財産調査に時間もお金もかかってしまいます。そこで、取引関係に入る前や契約の段階で、相手方の主要な取引先の情報（差押えるべき債権）や取引口座の情報（差押えるべき預金）、自社物件の有無（差し押さえるべき不動産や敷金）などを聞き出しておくことが極めて大事で、これこそが債権管理の第一ステップになります。

2.債権の管理と保全 弁護士 杉田 峻介

債権の管理は、最終的な債権の回収を意識して行なうことの大切です。そこで、取引の流れの中で、何ができるか・何をすべきかをご紹介します。

●取引開始前にできること

信用の低い相手先とは取引をしない、または取引額などを制限することが不払いの防止の第一歩です。そのためには、相手先の事業の継続可能性（不払いが発生するリスク）、資産の保有状況（不払い発生時の回収可能性）の観点から、必要な情報をできる限り収集することが大切です。

●契約時にできること

契約（合意）内容を形に残すことは、後に法的回収に乗り出す場合にも不可欠で、契約書の作成や、それに準じる方法（発注書と請書のやり取り、見積書の送付に対して確認・依頼のメールをもらうなど）をとることが必要です。また、相手先の担当者が、契約をする権限があるかについても注意を払うべきです。

契約と同時にできるのが担保の設定であり、取引内容にもよりますが、取引額に応じて、それをカバーできる担保を設定しておくべきです。なお、保証人の設定には、改正民法の規定に注意が必要です。

●取引継続中・不安が生じたときにできること

継続的取引では取引額の調整や取引先の状況について常にアンテナを張っておくことが大切です。不安が生じたまでは状況の確認に行き、場合によっては担保の積み増しなどを求める対応もあり得ます。

●不履行が生じたときにできること

いざ不払いが生じた場合、それ以上損失が増えないよう契約を解除するなどの対応があり得ます。一方、債権回収はタイミングが命です。不払いが生じている部分については、弁護士に相談し、早期に債権保全・法的回収の手段を講じることが賢明な場合が少なくありません。

●回収できなかつた場合に備えて

いくら債権の管理を徹底していても、取引先が突然破産してしまっては、債権はほとんど回収できません。そのような回収不能の発生リスクに備えて、中小企業倒産防止共済や取引信用保険への加入、個別の取引については保証ファクタリングの利用なども検討する余地があります。

●最後に

取引先の不払いは、一定の確率で生じ得ます。普段から、その可能性を意識して、対策や管理を徹底すること、不払いが生じた場合には適時・適確な判断で回収手段を選択し、実行することが重要になります。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

世界自然遺産登録に向けた取組みと選択

奄美群島の世界自然遺産登録に向けた動きは、ユネスコからの世界自然遺産登録延期勧告により推薦が一旦取下げられましたが、2020年の登録を目指して、改めて、推薦書を2019年2月までに提出することになりました。

ここ数年で、奄美が取り上げられることが増え、奄美空港も拡張され、観光施設の整備が進められてきました。市の中心地の港は埋立が進められ、埋立地にはホテルや娯楽施設の建設が予定されています。ここ数年でレンタカー業者が急速に増え、島内を走るレンタカーもとても多くなりました。これまでにはなかったことですが、週末になると、マングローブの森が広がる住用川は、観光客のカヌーで川一面が埋まることがあります。

奄美が注目されるることは、それ自体素晴らしいことですし、注目されるだけの魅力があるからだと思います。昨今、地方の衰退が問題になる中、注目を集めることができるだけの観光資源があるのはとても恵まれていることです。

しかしながら、一方で、世界自然遺産登録のための準備として聞かれることは、観光客の増加に伴う観光施設の整備、外国人観光客の受け入れのための通訳の養成といったことが多く、どのようにして今ある自然をそのままの形で残していくかという議論はあまり聞かれません。多くの人が注目しているのは世界自然遺産登録の観光産業に繋がるという側面で、自然を守ることそれ自体ではないのではないかと感じています。本来、世界自然遺産登録は、今ある自然を価値あるものとして守り遺すためにあるのですから、例えば、今残されている景観や自然の砂浜やサンゴなどをどのようにして守るのか議論をして必要な施策を講じる必要があるのではないかでしょうか。

自然を対象とする観光産業は、資格や高額の仕入れ

加計呂麻島の実久集落と海岸 撮影：和田知彦



が必要となることが多いため参入障壁が低く、外部からの観光客を対象とするため利益を上げやすいという構造があります。私も、様々な人と色々な場所に行きましたが、業者によっては、観光客がマングローブの枝を折ったり、サンゴを折ったりするような行為をそのまま放置したり、サンゴの上に船の錨を下ろすところを見てきました。

地方都市では、人間関係が近いこともあります。そこに住む一人一人が声を上げるのが難しいところがあります。しかし、声を上げないことは、目の前の原状をそのまま受け入れることと同じ結果をもたらします。法律の世界には「不作為」という言葉があります。「不作為」とはするべきことをしなかったことで結果が発生することを言います。将来を選択するのは、今の時代を生きている一人一人ですから、その一人一人が次世代への責任を負っているはずです。

私たちの事務所は、JELF（日本環境法律家連盟）に加盟しています。私たちの事務所も、民間組織ですし、従業員もいますから、必要な利益を上げなければなりませんが、それだけでなく、今ある自然を残すことにつながる行動を選択できるようありたいと考えています。奄美は、今、岐路に立っており、その選択はここに住む一人一人、そして奄美に関わっている一人一人の手に委ねられています。



相続法改正

弁護士 黒田 祐史

遺産相続に関するルールは民法で定められていますが、そのルールが約40年ぶりに大きく改正されることになりました。

①配偶者居住権と配偶者短期居住権の創設

「配偶者居住権」とは、配偶者が相続財産である建物に、相続開始のとき居住していた場合で、その建物を無償で使用及び収益をする権利をいいます。

この権利は、遺産分割や遺贈、死因贈与により取得することができます。

これまで、配偶者が建物に居住し続けるためには、遺産分割時に建物の所有権を取得しなければなりませんでしたが、改正後は配偶者居住権を取得すれば足りることになります。

配偶者居住権は所有権に比べて相続財産としての評価は低くなりますので、配偶者が居住建物の所有権ではなく配偶者居住権を取得し、その分、金銭等居住建物以外の財産を多く取得できることを選択することができるようになります。

「配偶者短期居住権」とは、配偶者が相続財産である建物に、相続開始のとき居住していた場合は、遺産分割によりその居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用することができる権利をいいます。

さきほど説明した「配偶者居住権」とは違い、遺産分割の時に分割の対象に含まれることはありません。

②結婚期間20年以上の夫婦による住居の贈与等が特別受益の対象外に

亡くなられる方が配偶者に対し、住居を生前贈与したり、遺贈したりするケースはよくあります。

これまで、これらの贈与等については、特別受益として、遺産分割の計算対象となっていました。

今回の改正により、結婚期間20年以上の夫婦に限って、当該夫婦間での贈与等が遺産分割の計算の対象外となり、配偶者は預貯金などの他の財産を多く取得できるようになりました。

③介護や看病で貢献した親族による金銭請求が可能に

亡くなられた方の親族で、推定相続人ではない方(例えば、亡くなられた方の子供の妻)が、亡くなられた方のために介護や看病を行うケースはよくあります。

これまで、このようなケースでは、亡くなられた方の遺言がない限り、介護や看病に関して何らかの報酬を受け取ることは出来ませんでした。

今回の改正により、推定相続人ではない親族の方でも、介護や看病で貢献した場合には、遺産分割時に金銭請求を行うことができるようになりました。

④生活資金等の確保のために、遺産分割前に預貯金を引き出すことができる

これまで、遺産分割が成立するまでの間は、金融機関が口座を凍結させているため、自由に亡くなられた方の預貯金を引き出すことができませんでした。

今回の改正により、生活資金や葬儀費用等の確保の場合には、遺産分割が成立するまでの間でも金融機関の口座から預貯金を引き出すことができるようになりました。

なお、施行は、①については2020年4月1日、②～③については2019年7月1日と決まっています。

上記で述べたこと以外にも自筆証書遺言や遺留分に関する改正が行われています。



日本環境法律家連盟

昨年は異常気象を実感した年でした。JELFでは、パリ協定にもかかわらず、進まない日本の温暖化対策を加速するため、政策訴訟を積極的に推進します。

昨年9月に神戸製鋼の大型石炭火力発電所の差止訴訟(民事)を、11月に国に対して石炭火力発電所の規制強化を求める行政訴訟を提起しました。今後も、次世代や自然を守るために訴訟や「みどりの遺言」(検索)プロジェクトなどを進めていきます。